

こども医療費助成制度

～こどもの医療費を助成します～

☆こども医療費助成とは・・・

保護者等が医療機関、調剤薬局でお支払いしたこどもの保険診療の自己負担額を助成します（ただし、健康保険者から支給される高額療養費、附加給付金等の適用分を除く）。

☆受給資格認定申請に必要なもの

- こどもの健康保険証
- 保護者の普通預金通帳

21,000円以上の医療費をお支払された場合は、自己負担限度額判定のため、被保険者の課税状況の確認が必要となります。該当年度についてはお問合せ下さい。

- ※転入の方は下記の書類の提出が必要になる場合があります。
- 課税証明書又は同意書（必要な時に担当より依頼があります）

☆助成対象のこども

- ①那覇市に住所を有していること
- ②いずれかの健康保険に加入していること
- ※生活保護等、他の制度で助成を受けることができるこどもは除く

☆助成できる医療費

- 外来・入院の医療費：0歳児～中学校3年生（入院時食事療養費は除く）

オンライン申請はこちら



※変更申請・再交付申請はHPより

☆助成金支給の申出・申請から受給までの流れ

①現物給付方式



現物給付とは？

現金の給付ではなく、直接サービスや物を提供することです。

※医療機関窓口で保険診療の自己負担額を支払うことなく、医療が受けれます。

※県内現物給付対応医療機関については、各医療機関へ直接お尋ねいただくか、沖縄県のホームページ（沖縄県 こども医療費 現物給付（無料化）対応医療機関について）で、ご確認ください。

②自動償還方式



※医療機関窓口で保険診療の自己負担額をお支払後、後日指定口座に自動振込されます。

③償還方式



※医療機関窓口で保険診療の自己負担額をお支払後、受診月の翌月以降に助成金支給申請していただき振込みます。助成金の申請期間は診療月の翌月1日から2年以内です。

<お問合せ先>

那覇市役所 子育て応援課 医療費支援グループ 3階 47番窓口
電話：098-861-6951（内線2564、2565）
業務時間：平日8時30分～17時15分

※こども医療費助成金受給資格者証・表（ピンク色）

はがきサイズの大きさです

第6号様式

那覇市こども医療費助成金受給資格者証
(現物給付または自動償還)

※この証を保険医療機関（保険薬局）の窓口に掲示することで、現物給付（現物給付の対応ができない保険医療機関等においては自動償還）により、医療費の助成が受けられます。

| | | | | |
|------|------|---|-------|------------|
| 現物給付 | 事業番号 | 6 | 受給者番号 | 0123456789 |
| 自動償還 | 事業番号 | 1 | 受給者番号 | 0123456789 |

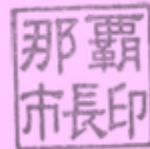
| | | |
|-----|------|-----------------|
| 対象児 | フリガナ | ナハ タロウ |
| | 氏名 | 那覇 太郎 |
| | 生年月日 | 平成 28 年 5 月 2 日 |
| | 住所 | 那覇市泉崎1-1-1 |

| | |
|--------|-------|
| 被保険者氏名 | 那覇 次郎 |
|--------|-------|

| | | |
|--------|----|--------------------------------------|
| 資格対象期間 | 外来 | 令和 4 年 4 月 1 日から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで |
| | 入院 | 令和 4 年 4 月 1 日から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで |

令和 4 年 4 月 1 日

那覇市長 城間 幹子



この受給者証は、黒色の電子公印を使用しています。